

代表者 内藤栄山

資本金 三千圓

事業 活動写真映画

企業系統 十三

従業員 二〇名（内女七名）

三、労働者側

争議参加労働者 男六名

合上中組合加入者 全労関東合同労働組合映画支部ニ五名加入

四、争議発生ノ時 十二月八日

五、争議発生ノ原因

事業主ハ従業員ニ於テ最近前記労働組合ニ加入シ種々策動スル為本月五日休業シ表面上親友ナル深草直新吉原町戸澤六郎ニ経営ヲ一任セリト稱シ一ニ従業員全部ヲ解雇スル旨發表シ改メテ新経営者ヲ使用スルニシテ、ハナハナニテ、ナリ從來ノ賃金ノ半額ヲ与

級スル旨發表シタルニ端ヲ發ス

六、要求事項並ニ交渉状況

従業員ハ経営者ニ對シ何等交渉ナサズ館所有者タル倉下大井町浜川八七〇番直次郎ニ對シ從來通従業員ヲ使用スル採取方針ヲハレタシト歎願シタルニ右番藤ハ本月八日経営者ヲ訪レ協議シタルニ一應経営者又從來通使用スルコトヲ承認セルカ既ニ暴力圖タル前記戸澤六郎ニ経営方ヲ一時委任シタル為戸澤ニ譲リタルニ戸澤ハ之ヲ拒絶シタル為館主モ已ラ得ス手ヲ引コトトナリ其旨回答セリ

七、経過

(一) 事業主側

経営者ハ労働組合加入後従業員ノ解雇ヲ目的トスルモノニシテ態度強硬ナリ

(二) 労働者側